

★平成22年度税制改正法案が参議院で可決成立しました

平成22年度税制改正法案が3月24日夕方参議院本会議で採決され、原案通り可決成立しました。これに伴い、すでにご案内していた通りの税制改正項目が実現することになりました。各税制改正項目の詳細については、今後政省令、通達の改正などにより明確化されます。

個人資産税関連では、隠れ増税項目もあり、次号以降、改めて資産税関連の重要改正項目の解説をしてまいります。

今回は、主要改正項目と適用開始日について表にまとめましたのでご参照ください。

(長掛栄一)

税目	改正項目	減税：○ 増税：×	適用開始日等
相続税	小規模宅地等の課税価格の特例	×	H22. 4. 1以降相続開始の相続税申告
相続税 贈与税	定期金に関する権利 (年金受給権) の評価	×	H22. 3. 31まで契約締結 → H23. 4. 1以降の相続・贈与 H22. 4. 1以降契約締結 → H22. 4. 1以降の相続・贈与
贈与税	住宅取得資金等の贈与の特例 (2件)	○	H22. 1. 1以降の贈与
所得税	特定の居住用財産の買換えおよび交換の特例	△	H22, H23年分の譲渡
所得税	特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除の特例	△	H22, H23年分の譲渡
所得税	居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除	△	H22, H23年分の譲渡
所得税	株式等の みなし取得費の特例	×	H22. 12. 31までの株式譲渡
所得税	扶養控除の見直し	×	H23年分の所得税 H24年度の住民税
法人税	グループ法人課税制度の創設	△	H22. 10. 1以後の譲渡損益調整資産の譲渡
法人税	特殊支配同族会社の役員報酬一部損金不算入制度の廃止	○	H22. 4. 1以降開始事業年度
法人税	清算所得課税の廃止	?	H22. 10. 1以後の解散